

白川村教育旅行促進事業実施要綱

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により低迷している村内経済の回復に向け、教育旅行の誘致による村内消費喚起を図る目的のもと、白川村に教育旅行で来訪する児童生徒および引率者に利用いただく商品券（以下「商品券」）を発行し、村内の観光施設、飲食店、土産品店等の利用促進を図る。

2 対象となる教育旅行

白川村内外の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、義務教育学校（小中一貫校）、中等教育学校（中高一貫校）、高等専門学校、高等専修学校（以下「学校等」）が旅行代理店を通じて実施する、白川村内での昼食を伴った（滞在時間2時間以上）教育旅行。

3 要件

対象となる学校が実施する以下要件をすべて満たす教育旅行であること。

- ① 対象期間として令和5年9月1日（金）～令和6年3月31日（日）の間に白川村内にて昼食をとる（滞在時間2時間以上）教育旅行であること。
- ② 学校行事として実施する教育旅行であること。（部活動は除く）
- ③ 原則として旅行代理店を経由した教育旅行であること。（旅行代理店を経由しない場合は要相談）
- ④ 教育旅行の実施期間中において、岐阜県もしくは学校が所在する都道府県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令されていないこと。

4 商品券の概要

（1）発行形態・券種

- ① 教育旅行で来訪される児童生徒および引率者に対し、一人当たり1,000円分の商品券（1セット100円券×10枚）を配布する。
白川村内における商品券取扱加盟店にて使用できる金券。
加盟店一覧は別途Webサイト等で周知する
- ② 飲食店駐車場でなく、せせらぎ駐車場を使用した場合は、1台あたり3,000円を助成する。

（2）使用期間

令和5年9月1日（金）から対象期間内の食事（昼食）した当日に限る。

（3）留意点

- ① 予算に達し次第、事業期間内であっても申請受付は終了となる。
- ② 新型コロナウイルス感染症の状況により対象期間等が変更となる場合がある。
- ③ 教育旅行の実施期間中において、岐阜県もしくは学校等が所在する都道府県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」または「まん延防止

等重点措置」が発令された場合は、利用不可となる。

5 事務取扱手順

(1) 申請受付期間 令和5年9月1日(金)～令和6年3月31日(日)まで

(2) 申請方法

- ① 本事業の利用を希望する学校は、対象期間内の昼食を希望する3週間前までに、旅行代理店を通じて、白川村教育旅行促進事業申込申請書(様式4)、白川村教育旅行促進事業参加者名簿(様式5)及び白川村教育旅行促進事業申込申請承諾書(様式6)、旅行行程表(自由様式:申請した教育旅行のスケジュール等の行程が分かるもの)を白川村教育旅行推進事業事務局(以下「事務局」)に申し込むこととし、事務局が申請書を受領・審査後、昼食希望日の1週間前までに昼食予約事業所等に商品券を送付する。
- ② 旅行代理店は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告する。
- ③ 商品券の受け渡しについては、以下の二種類の方法とする。
 - I せせらぎ公園駐車場「であいの館」で商品券を受取る。
 - II 食事をする飲食店にて受取る。
- ④ 旅行代理店は、申請内容に下記変更が生じた場合は、速やかに白川村教育旅行促進事業変更承認申請書(様式8)とともに、変更した内容に基づき申請時の添付書類を修正し、事務局に提出する。
- ⑤ 旅行代理店は、申請した教育旅行が中止となった場合は、速やかに白川村教育旅行促進事業申請取下げ書(様式9)を事務局へ提出する。

6 注意点

- ・商品券は金券扱いであるため、旅行代理店又は学校において商品券の紛失等があっても追加交付等の対応は原則しない。
- ・現金との交換および商品券の転売は禁止。
- ・使用する商品券の額面以下の商取引において釣銭は出ない。
- ・村内の店舗であっても、取扱い加盟店登録を行っていない店舗では使用できない。

7 申請・問い合わせ先

白川村教育旅行推進事業事務局(一般社団法人 白川郷観光協会内)

〒501-5627 岐阜県大野郡白川村荻町1086 TEL:05769-6-1013 FAX:05769-6-1716

E-Mail: jimu@shirakawa-go.gr.jp